

●香川県告示第495号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

観音寺市観音寺町甲2969番地

株式会社細川食品 代表取締役 細川 泰治

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊市豊中町本山乙712-8

株式会社細川食品 豊中工場

(3) 特定施設に関する事項

種 類	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設		
能 力	30ケース/分 1基		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後15日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		7時間/日	
排 出 さ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,000	2,400
	化学的酸素要求量 (mg/L)	1,000	1,200
	浮遊物質 (mg/L)	500	1,000
	窒素含有量 (mg/L)	50	60
	りん含有量 (mg/L)	10	15
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		5	5

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	No. 1 排 水 口		
項 目	通 常	最 大	
排 出 水 の 汚 染 状 態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30
	浮遊物質 (mg/L)	20	30
	窒素含有量 (mg/L)	13.5	13.5
	りん含有量 (mg/L)	1.8	1.8

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	15	20
大腸菌郡数 (個/cm <sup>3</sup> )	1,000	3,000
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	325	395

他に排水口が1箇所ある。

(備考) 今回新たに特定施設を設置するが、既施設を廃止するため、排水水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成25年11月5日から同月26日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三豊市環境部環境衛生課